

### 12月の市税ごよみ

19日 国民健康保険税第5期

分の督促状の発送

26日 固定資産税第4期分、

国民健康保険税第6期分の

納期限

※督促状1通につき1000円

の督促料と延滞金をいただ

きます。

※口座振替ご利用の方は、納

期限日の残高にご注意くだ

さい。

### 12月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

12月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

#### ■新規登録者

昭和63年9月3日～同年12

月2日に生まれた方および平

成20年6月2日～同年9月1

日に転入の届出をした方で、

平成20年12月1日現在におい

て、平成20年9月2日から引

き続き西条市の住民基本台帳

に記録されている方。

#### ■縦覧期間

12月3日(水)～7日(日)

8時30分～17時

■縦覧場所 市庁舎別館3階

市選挙管理委員会事務局

### 12月4日～10日は人権週間

法務省と全国人権擁護委員

連合会では「世界人権宣言

60周年・人権擁護委員制度60

周年」育てよう 一人一人

の人権意識 ―思いやりの

心・かけがえのない命を大切

に―」をテーマに、次の事項

を強調事項として各種行事を

実施します。

#### ■強調事項

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にすることを育

てよう

○障害のある人の完全参加と

平等を実現しよう

○部落差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解

を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○HIV感染者やハンセン病

患者等に対する偏見をなく

そう

○刑を終えて出所した人に対

する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人

権に配慮しよう

○インターネットを悪用した

人権侵害はやめよう

○性的指向を理由とする差別

をなくそう

○ホームレスに対する偏見を

なくそう

○性同一性障害を理由とする

差別をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害

問題に対する認識を深めよ

う

○人身取引をなくそう

■人権相談をご利用ください

人権問題でお困りの方は、

次の相談機関へご相談くださ

い。相談は無料で秘密は固く

守られます。

#### ■相談機関

○松山地方事務局

TEL089-932-0888

○松山地方事務局西条支局

TEL0897-56-0188

○子どもの人権110番

TEL0120-0077-110

○女性の人権ホットライン

TEL0570-070-810

### 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

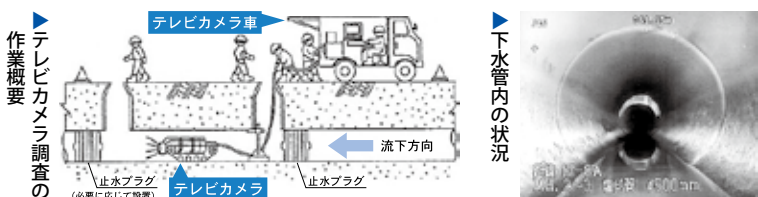
北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致

## 下水道 何でもクエスチョン?

Q: 地中の下水管はどうなっているの?

A: 現在、市内の下水道は約半分の世帯に行きわたっています。各家庭から排出された汚水は下水管を通して下水処理場に流れていきますが、その管の直径は150mm～1,350mm、全延長は約350kmに達しています。日本全体では、全延長が約40万kmに達し、地球10周分もの長さになります。

市内の下水道事業は昭和49年から始まっており、市では下水管の破損や腐食などが無い把握するため、長い年数を経過している下水管の中にテレビカメラを入れて調査しています。調査の結果、特に問題があると考えられる部分は、管内に硬化性のある繊維性の膜を挿入し、管内面に密着させて更生補強するなど、下水管の状態を適正に保つよう努めています。



下水道についての疑問を下記までお寄せください  
市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576  
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271

### ワニガメ、大蛇、ワニ等を飼う場合は許可が必要!

特定動物(人の生命・身体・財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める動物)を飼養・保管しようとする場合は、事前に愛媛県知事の許可が必要となります。

#### ■問合せ

愛媛県動物愛護センター  
TEL089-977-9200